

答 申 第 2 2 号

平成19年5月25日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会

会 長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月7日付健健障第83号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第32号 「障害程度区分認定モデル事業に係る医師の意見書（自閉症と診断された人の分）」の公文書一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 3 2 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき「障害程度区分認定モデル事業に係る医師の意見書（自閉症と診断された人の分）」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 18 年 3 月 10 日付で一部開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書（別添 1 - 1）及び意見書（別添 1 - 2）により主張している異議申立ての主な理由は次のとおり要約できる。

介護保険審査会に提出された医師意見書を一部公開している自治体が多く、障害程度区分認定モデル事業においても一部公開している自治体は多い。また、医師意見書が公開されることにより障害程度区分認定審査会が正しく運営されているかを確認することができるので、障害のある人にとって利益であるから、公開することが必要な情報である。また、心身上の特徴は一般化された表現であり、障害の特徴が詳細に記載されていないので個人を識別できる情報といえない。さらに、公開することを本人が同意しているため公開が予定されている。以上の理由により条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しない。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添 2）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、おおむね次のとおり要約できる。

医師意見書の「申請者」の欄には調査対象者本人の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号が記載されており、これらは個人識別情報に該当する。「申請者」の下の欄には、医師意見書を作成した医師の氏名、医療機関等が記載されており、これらを公にしてしまうと、すでに開示されている最終診察日等の記載等と組み合わせられることにより、少なくとも当該調査対象者又はその家族等にとっては、特定の個人、すなわち本人のものであることが識別されるため、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報に該当する。「1. 傷病に関する意見」以降の各欄には具体的な傷病名、入院歴、治療の内容、調査対象者の状況に関する当該主治医の医学的な所見に関わる情報が記載されており、これらの情報も、公にしてしまうと、他の情報と組み合わせられることにより当該医師意見書が調査対象者のものと識別されるため、この情報も他の情報と照合することにより特定の個人を識別

できる情報に該当する。また、各欄のうち、レ点などにより選択して記載する部分についても、これらは調査対象者の病状等についての情報であり、個人の人格と密接に関わる情報であるから、当該医師意見書が調査対象者本人のものであると識別されるおそれがあるため、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。以上により、条例第 7 条第 2 号に該当し、非開示と判断した。

さらに、こうした人格と密接に関わる情報がみだりに公にされると、障害者がそのことによってもたらされる不利益をおそれ、認定調査を拒否するおそれもある。他方、医師意見書を作成する主治医も率直な所見を記載した医師意見書が公にされることによって、当該障害者との信頼関係を損ねることをおそれ、医師意見書の作成の拒否や障害者の都合の良い医師意見書を作成するおそれがある。したがって、医師意見書を公にすることにより、今後の同種の事務事業において適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるから条例第 7 条第 6 号に該当し、非開示と判断した。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、厚生労働省の「障害程度区分判定等試行事業実施要綱」に基づき平成 17 年度に実施機関が実施した「障害程度区分に係る認定調査並びに市町村審査会の試行事業」（以下「試行事業」という。）において調査対象者の主治医が実施機関の要請に基づき作成した医師意見書のうち、自閉症と診断された人に係るものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書については、当該情報が同号ただし書きイ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

本件対象公文書に記載されている情報のうち実施機関が同号の特定の個人が識別され得る情報として非開示にしたものは、調査対象者（申請者）に関する情報、医師名、医療機関に関する情報、調査対象者の「傷病に関する意見」、「特別な医療」、「心身の状態に関する意見」、「介護に関する意見」、「その他特記すべき事項」及び評価（以下「調査対象者の心身等の状況及び評価」という。）に関する情報であるので、以下これらについて検討する。

ア まず、調査対象者に関する情報として、氏名、住所、生年月日、年齢、性別、連絡先がある。

これらは、特定の個人が識別されるので条例第 7 条第 2 号に該当すると認められる。

イ 次に、医師名、医療機関に関する情報として、当該医師意見書を作成した医師名及び医療機関の名称、所在地、電話、FAX がある。これらは、医療機関が特定されることにより直ちに特定の個人を識別することはできないが、すでに開示されている最終診察日等と組み合わせられる

ことで調査対象者個人が間接的に識別され得るので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

ウ さらに、調査対象者の心身等の状況及び評価に関する情報として具体的な傷病名、入院歴、治療の内容、調査対象者の当該医師の医学的所見等の情報がある。これらは、調査対象者の病歴、心身状況、生活状況などが詳細に記載されている情報であり、個人の身体の状況、健康、私生活等と密接に関わる極めて私的な情報であると認められる。このような情報は、個人情報の中でも特に公にされたくないと考えることが通常であり、これだけでは特定の個人を識別することができないものであるとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第7条第2号に該当すると認められる。

次に、条例第7条第2号は、公文書に記載されている個人に関する情報が、ただし書イ（法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報）、ロ（人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしているので、以下検討する。

ア 『「障害程度区分認定試行事業に関する面接調査等」に対する利用者さまとご家族への説明書』によれば、試行事業においては、その結果すべてについて個人を特定できない形で厚生労働省が研究を委託する機関に報告され、当該機関より研究成果を公表することがあるとされているが、研究においては、アンケート等の結果はすべて個人を特定できない形で統計学的に処理されることとなっており、当該対象公文書そのものが公にすることが予定されているものとはいえず、したがって実施機関が非開示とした情報は同号ただし書イに該当しない。

イ また、異議申立人は障害のある人にとっての公開の利益を主張するが、実施機関が非開示とした情報は、調査対象者の極めて私的な情報であって公にされることを望まないことが通常であり、このような情報が一般の人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められず、さらに公務員の職務の遂行に係る情報でもないため、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

ウ したがって、当該情報は、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

以上のとおり、本件公文書に記載されている当該情報は条例第7条第2号に該当するので、同条第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすべきものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 3 2 号)

年月日	内容
平成 1 8 年 4 月 7 日	諮問を受けた
平成 1 8 年 4 月 2 6 日	実施機関から理由説明書を受理した
平成 1 8 年 5 月 3 1 日	異議申立人から意見書を受理した
平成 1 8 年 6 月 3 0 日 (平成 1 8 年度第 2 回情報公開審査会)	実施機関から意見を聴取した 諮問の審議を行った
平成 1 8 年 8 月 3 1 日 (平成 1 8 年度第 4 回情報公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 0 月 2 日 (平成 1 8 年度第 5 回情報公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 1 月 6 日 (平成 1 8 年度第 6 回情報公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日 (平成 1 8 年度第 7 回情報公開審査会)	諮問の審議を行った